

厚真町特定空家解体事業補助金

町では、適切な管理が行われていない特定空家の除却に要する費用の一部を補助します。

※特定空家とは厚真町が危険性があると判断した空き家となります。

① 対象者

次の要件を全て満たす者

- (1) 特定空家の所有者等であること。
 - (2) 特定空家の所有者及び所在地の所有者全員の同意を得た者 ※
 - (3) 公租公課に滞納がない者
 - (4) 暴力団の構成員でない者
- ※この補助金をいままでに受けたことのない者

② 対象の建物

次の要件を全て満たすこと

- ・厚真町内に位置していること。
- ・特定空家又は所在地について、所有者が明確であり、そのいずれにも所有権以外の権利が設定されていないこと。
- ・国、地方公共団体等による他の補助金の交付を受けていないこと。

③ 補助金額

次の①、②のいずれか低い額が補助額となる。

- ① 延べ床面積×国の標準除却費（※）×10分の8
- ② 空家等の除却費×10分の8

限度額 (1工事)	住宅	120万円
	住宅以外	60万円

火災等の特別な事情により、解体等の経費が増加する場合は次の金額を加算する。

住宅	30万円
住宅以外	10万円

※事業費には消費税を含みます。

※補助率に対して、千円未満の端数が生じる場合はその端数を切り捨てます。

※複数の工事が発生する場合でも、上記のとおりとします。

※工事は解体業者等に請け負わせるものとしします。

※解体工事は、建物解体撤去とし基礎は地下部も含め全て撤去するものとしします。

④ 申請書類

※工事契約・工事着手前に提出してください。

- (1) 厚真町特定空家解体事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書及び事業予算書（様式第2号）
- (3) 特定空家の配置図
- (4) 特定空家の付近見取図（縮尺任意）
- (5) 特定空家の平面図
- (6) 特定空家の床面積求積図
- (7) 土地に関する全部事項証明書
- (8) 特定空家に対する全部事項証明書
- (9) 特定空家の解体に要する工事見積書
- (10) 納税証明書
- (11) 暴力団の構成員でないことの誓約書（様式第3号）
- (12) 特定空家に該当すると厚真町が判断した旨の証明書

⑤ 実績報告 提出書類

※工事が完了したら提出してください。

- (1) 厚真町特定空家解体事業補助金実績報告書（様式第5号）
- (2) 事業決算書（様式第6号）
- (3) 解体業者等との工事契約書の写し
- (4) 支払い領収書の写し
- (5) 交付対象特定空家の写真（着手前及び着手後）

※交付確定通知が届いた後に提出してください。

- (1) 厚真町特定空家解体事業補助金交付請求書（様式第8号）

⑤ 交付の流れ

(1) 交付申請

表面の「④申請書類」を参考に必要書類を提出してください。

(2) 交付決定・工事施工

審査の結果、交付が適当な場合は、「交付決定通知」が届きますので、通知され次第、工事契約・工事着手してください。

なお、「交付決定通知」がなされた後、工事内容等に変更があった場合は、「厚真町特定空家解体事業補助金変更交付申請書（様式第4号）」の提出による変更のお手続きが必要です。

(3) 工事完成・検査

工事が完了した後、上記「⑤実績報告提出書類」を提出してください。

提出後、町で書類審査及び現場審査を行い、内容が適当な場合は、「交付額確定通知」が届きます。

※虚偽の申請その他不正行為及び厚真町特定空家解体補助金交付要綱に違反した者は交付決定を取り消す場合があります。

(4) 補助金請求

確定通知を受けたら「厚真町特定空家解体事業補助金交付請求書（様式第8号）」を提出してください。

指定口座に補助金を振り込みます。

〇お問い合わせ

厚真町役場建設課建築住宅グループ

TEL0145-27-2325